

令和元年 教育委員会第20回定例会 会議録

日 時 令和元年11月26日（火）

午後 3 時00分～午後 4 時44分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

（１）議案第22号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【子ども支援課】

（１）議案第23号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

【指導課】

（１）議案第24号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

（２）議案第25号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【指導課】

（１）幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

（２）幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（３）幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

（１）第 4 回区議会定例会の報告

【子ども支援課】

（１）千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（２）千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

【子育て推進課】

（１）千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱・任命

【指導課】

（１）いじめ・不登校・適応指導教室の状況（10月）

【文化振興課】

（１）四番町図書館の移転に伴う休館について

第 4 その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（12月5日号）掲載事項

出席委員（５名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（９名）

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（０名）

欠席職員（２名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

それでは、定刻になりました。皆さん、こんにちは。教育委員会定例会を開催いたします。

まず、開催に先立ちまして、傍聴の関係でございますが、傍聴申請があった場合には傍聴を許可することといたしますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年教育委員会第20回の定例会を開会いたします。

本日、教育委員の出席は全員でございます。事務局は、ちょうど議会が始まる寸前ということで、代表質問、一般質問の骨子が出されており、その答弁調整をする関係で両部長は欠席でございます。よろしくお願いいたします。

今回の署名委員は長崎委員です。どうぞお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 議案第22号「教育事務に関する議案の意見聴取」

子ども支援課

- (1) 議案第23号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

指導課

- (1) 議案第24号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
(2) 議案第25号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

坂田教育長

それでは、議事次第に従いまして、進行させていただきます。

本日は、議案が4件、協議事項、そして報告事項、その他と、日程表のほうはいっぱいございますので、よろしくお願いいたします。

ただ、今回の議案あるいは協議事項については、条例規則の関係がほとんどでございます。とりわけ給与に関するものがほとんどを占めているということで、これは労使の妥結の結果ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、議案第1号、子ども総務課から教育事務に関する議案の意見聴取ということで、提案がございました。退職手当に関する事項です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

はい。それでは、議案第22号につきましてご説明をさせていただきます。教育事務に関する議案に係る意見聴取ということで、提案説明でございます。職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の区議会への議案提出に伴い、地方教育行政の組織及運営に関する法律第29号に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出するということでございます。

めくっていただきまして、こちらのほうが区長からの意見聴取の文書でございます。議案名としては、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例ということです。3枚目になりますけれども、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例ということで、こちらの条例本体ではなくて、附則に新たに3項を加えるということで、先ほど教育長から発言がございましたけれども、退職手当、基本給の月額が下がるという勧告が出ているのですが、労使交渉の結果、退職手当に係る部分の基本給に関しては、現行のものを、今ある改定前の給料表を使うということで妥結しまして、そのことに関するものです。令和2年1月1日改定の予定なので、1月1日から3月31日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置ということで、来年1月1日から3月31日までの退職に係る者ということで、経過措

置をここでは設けているという形になります。

今回、教育委員会のほうで、議案に関する意見聴取につきましては、対象の中に幼稚園教諭が入っているということで意見聴取がされております。16に関しては、基本的にこの対象となる定年退職、それから勧奨退職の基本額に関しては、今の給料表の金額を使うということが16番に書かれているというところで、17番に関しては、何らかの給与改定以外の理由で給与月額が下がった場合においても、もとの給料表を用いるということ、少しわかりにくいのですが、そういうことが書かれております。

それから、18番に関しては、教職員の教職調整額の基本となるのがそれぞれの給料月額で、そこから4%ということなので、こちらについても退職金のほうに加算されるということでございまして、その給与調整額のもととなる給料表も現行のものを使うというのが、18に書かれている中身でございます。

ご参考までに、もう1枚めくっていただきまして、こちらのほうが、政策経営部人事課のほうで条例の趣旨について作成した資料でございます。改正趣旨としては、先ほど申し上げましたけれど、令和元年度中に定年退職及び勧奨退職する職員について退職手当を計算する際の経過措置を定めるということで、真ん中あたりのところですが、改正内容、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの定年退職者及び勧奨退職者の退職手当の計算においては、今般の企業の減額改定がなかったものとして計算をすることを定めるということになります。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

これは、これから区長のほうで条例提案をするということです。区の一般職員と同等に、教育委員会においては幼稚園教諭がその対象ですよというふうに言っています。今回、人事院勧告のほうでは、公務員の給与は引き下げと、マイナスの勧告が出されています。ですので、今年度でもう退職をする、あるいは勧奨で前もって今年度でおやめになるという方々が、その職員がマイナスになった上で、それを算定の基礎として退職手当を出されると、ぐっと減ってしまうというところで、今年度、退職の方については、従前の給与額を基本として算定の基礎にしましょうというようなことでございます。

そういう内容でございます。まず、ご意見ご質問がございましたら、よろしくお願いを申し上げます。

金丸委員。

金丸委員

基本的なことを教えていただきたいのですが、職員の退職というのは、退職年齢になった後に来る3月31日をもって退職ということなのでしょうか。

子ども総務課長

一般的に区の職員、公務員に関しては、定年の年齢に到達した月で退職ではなくて、年度で退職という形をとっておりますので、3月31日に退職をします。60歳になった後、3月31日までは継続して、仕事をするという形にな

っております。

金 丸 委 員 あわせてお聞きしますが、それは、この勧奨退職をするという場合も、例えば今年中に勧奨はあっても、やめるときは来年の3月31日というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

子ども総務課長 はい。勧奨退職についてはそういった形で、年度で退職をするという形になっております。

金 丸 委 員 ということは、これで、この規定で漏れがなくなるわけですね、実質的には。1月から3月に限定されてしまっているものだから、それがどうかと思うのですが。

坂田教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長 はい。それでは、本件は議案でございますので、採決をしたいと思えます。

この案で、区長のほうには特に異議はなしということで回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。全員賛成です。それでは、そのように決定をいたしました。

続きまして、議案の23号、これは千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則でございます。本案につきましては、日程第3の報告事項に関連するものとして、子ども支援課の(1)(2)、千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部改正と、こども園条例施行規則の一部改正がございます。同趣旨の内容になります。しかしながら、ここで分けているのは、議案のほうは教育委員会の規則であるということと、報告事項にしているのは、これは区長部局の規則であるということで、こういう分けをしていますけれども、規則の改正趣旨は同様でございますので、3本をご説明いただき、そして質疑の上、23号については採決をしたいと思っています。

それでは、子ども支援課からの説明をよろしくお願いいたします。

子ども支援課長 はい。それでは、お手元の教育委員会資料の「幼児教育・保育無償化等に伴う関係規則の改正について」という資料をご覧ください。ここは3本まとめて概要でご説明させていただいております。

1の改正理由です。幼児教育・保育無償化に伴う条例改正、ご説明させていただきましたけれども、それを受けての規則の改正となっております。この(2)の預かり保育料後払い、無償化分の現物給付の実施、(3)が多子軽減制度の見直しに伴う改正でございます。

この2の改正内容につきまして、一つ一つ、何が主なものかというものを記載させていただいております

(1)の千代田区立幼稚園使用条例施行規則、ここは別紙の新旧対照表をつけさせていただいております。この保育料減免規定の削除、3歳から5歳は無償になりましたので、そこは全部削除いたしました。また、預かり保育料を前納から後払いに変更、これは、この(2)の千代田区立こども園条例

施行規則におきましても同様のことが言えます。そこはお配りさせていただいた資料でご説明させていただきたいと思います。次の保育無償化による預かり保育料無償対象分の保育料0円とする。延長保育料の額を別表に定める。その他の規定整備です。

(2) もほぼ一緒です。

(3) の千代田区保育の実施に関する条例施行規則におきましては、この多子軽減制度の拡充というものが、今までは第1子が保育園に入っているところから数えましたけれども、年齢は18歳を制限として第1子と数えて、第2子が半額で、第3子が無償というようなことを、規則できちんとご説明するということになっております。あとはほとんど条ずれであったりですとか、規定整備を伴うものです。

それでは、中の職員にはお配りしていないのですが、このお配りさせていただいたこの3枚の資料をご覧ください。まず、納入通知書兼領収証書という3枚つづりものがあるのですが、今までは保護者の方が、銀行にこれを持ってまいります。2,000円払いますと、この1枚、ぺろんともらえるわけですね。これを幼稚園に持っていきますと、幼稚園がこの水色の10枚つづりの200円券を渡してくれます。今まではこれを使って、きょうお預かりをお願いします、幼稚園が終わってから4時半までお願いしますというときに、この券を親が渡していたというのが実態です。

これは、幼稚園のほうも結構事務量が多かったということもありますし、なくしてしまったりということがありましたし、これは何しろ余ってしまいますと、子ども支援課のほうで全部回収して、親御さんにこの分を換金していたというようなこともあったのです。これが、無償化をきっかけに、無償化に伴いまして、後払いにしますという。後払いにするということは、この預かり保育カード、ここに先生が、何時から何時までいたと。それで、お母さんは、はい、いましたということで印鑑をもらいまして、園も、そうですねということでサインをいただきまして、これを支援課のほうで集めまして計算して、これを銀行引き落としにさせていただきました。それによりまして、園の事務はぐっと減りましたし、保護者の方も、金融機関が混んでいたりで券が買えなかったというようなことも防ぐことができました、大変好評です。

これをきちんと規則で定めないと実施できないというところで、きょうご説明させていただきました。

あとは文言整理等が主なものになっております。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。まずはこの無償化に伴って、3歳から5歳までを無償にするという制度、これは条例でも規定をさせていただいたところです。

それで、この預かり保育については、制度上は従来どおり有料なものでしたか。

子ども支援課長

無償化に伴いまして、預かり保育が有料の方と無償の方がいるのです。働

	いていらっしゃる方、幼稚園で預かるのは長くて4時半なのですが、その間で働いていらっしゃるという証明を出していただいた方は無償になります。しかし、働いていらっしゃらない、お家にいるという方は今までどおり有料ということです。
坂田教育長	はい。そういう違いが出てくるのですが、今まではサービス券を買うというスタイルで、先にお金を払っていただいて、この券を出すことによってサービスを受けるというスタイル。これからはサービスを受けた後に、そのサービスの時間数に伴って、口座から引き落とすということですね。
子ども支援課長	はい。そこがこの改正の一番のポイントでございます。
坂田教育長	はい。というような、主な中身はそういうことでございますが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。
	金丸委員。
金丸委員	今までの方式は、煩わしさはあるけれども、確実に保育料を取れるというメリットがありましたよね。反対に、引き落としについてのデメリットというかマイナス面というのは、どの程度考えていらっしゃるのでしょうか。
坂田教育長	担当課長。
子ども支援課長	本当にご指摘いただいたとおりでございまして、私たちも一番懸念していたのは、チケットでしたら絶対に未納になるということはないのですが、引き落としの場合には、引き落とせなくて、何回か声をかけなければいけない場合は発生しますけれども、園としての手間ですとかというのが軽減されるのと、親御さんによってチケットを渡す人と渡さない人がいるというようなところも防げるということで、このような方法にいたしました。
坂田教育長	はい。ということなのですが、券が余ったときは、またそれを買取るということにしていたんですね。
子ども支援課長	そうです。支援課が全部集めまして、200円でも2,000円でも、口座に年度末にお返しするというようにしておりました。それがなくなるというのも、うちの課としても大きなメリットであります。
金丸委員	現在ちょっとどうなっているか、よく私は把握していないのですが、従前、学校の給食費についてお金を払わない人たちがそれなりにいて、その人との関係で非常に事務局としては苦慮していましたよね。そういう問題が起きる危険性がどの程度あるのかということについての不安感を私のほうは持っているのですが、今、給食費のほうはクリアになっているのでしょうか。
坂田教育長	学務課長。
学務課長	現在では学校が努力をしていただいたおかげで、未納が発生しているという事は聞いておりません。
坂田教育長	はい。そういう意味では、そういった管理をきちっとやるということですね。
	ほかに。中川委員。
中川委員	これを見たときに、この預かり保育カード、この形で事務的にスムーズに

子ども支援課長 処理できるのでしょうか。

中 川 委 員 これを1カ月園でまとめて、1カ月分送っていただくようになっております。

子ども支援課長 ただ、保護者が毎日毎日来て、これをつけなければいけないのですよね。

中 川 委 員 これは、何時から何時までですねということで、先生が書いてくださって、親が、はいといって、ぽんとサインするのですけれども、今のところトラブルはないです。

中 川 委 員 すごく煩わしいのではないかなと思って心配になるのですけれど、大丈夫なのですか。先生方の事務的な処理とか、お子さんに対応しているときに、保護者とそういうやりとりもしなければいけないわけですよね。帰りなど。今のところ、そういうことは、問題は起きていないのでしょうか。

坂田教育長 はい。という心配事ですが。

子ども支援課長 そうなのです。初めに幼稚園の園長先生や先生方とお話し合いをしたときには、どうかしらということだったのですけれども、1枚ずつこの券をもらった、もらわない、という間違いであったりとか、というようなことがあったりすることがあるそうなのです。数え間違いだったり、なくしたりとかということよりも、こちらのほうが確認しやすいし、やってみたらそんなに手間ではないし、よかった、というようには言われております。

中 川 委 員 すみません。ただ、すごく手書きの部分が多いですよね、これ。だけれど、今だったら電子的な処理というか、それをもう少し入れ込むことはできないのでしょうか。何かとても先生方が大変だなという気がする。

子ども支援課長 本当に中川委員おっしゃるとおりで、本当は例えば、タイムカードみたいにとか、いろいろ考えまして、近い将来はそういうふうにしたいなというように思っているところです。

坂田教育長 今後、事務上の工夫はしていくと。

金丸委員。 金丸委員。

金丸委員 私も同じ心配はしていて、さっきもこの時間の、始まりはもうさっと書けるだろうけれども、終わりはそのときそのときに確認しなければいけない。多分、帰りの時間も結構一定の時間内に集中するだろうということを考えると、結構これは大変な作業ではないかと。だとしたら、本当にタイムカードそのものを用意してしまって刻印していただくことのほうが、何かスムーズにいきそうな気もして、まさに中川委員と同じ疑問を持っています。

子ども支援課長 はい。本当にそのようにしたいなと私たちも思っていてまして、これを始めるときに、何度かタイムカードというような話も出てはいたのですけれども、無償化に伴うほかの作業がたくさんありまして、なかなかそういったシステム化まではいきませんでした。何とか近い将来やりたいと思っております。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 そういう意味では、これに限らずなのですが、相当、現場の作業というか、そういうものの検証がないままに事が進められたということは多分に感

じるところはございます。いずれにしても利用者に不便がかからないようにということで、あるいは間違いがないようにということで、今後とも事務改善には努めていくということでございます。

金丸委員。

金丸委員

この議案23号の1ページ目の文言を見ると、非常に、「ん？」と思うことがあるのですね。何かというと、例えば第2条の（１）、新しい案とそれから現行の案を比べると、現行は「保育」になっているのに「教育」に変えると。もともと確かに教育課程に基づくとなれば教育になるのだけれども、それを、上では短時間保育という言葉にして取りまとめているではないですか。だとすると、実は現行で保育と言ってもおかしくないのだったら、新しいほうでも保育と言ったほうが、普通の人たちは聞いていてよくわかるだろうなど。わかりやすいだろうと。

坂田教育長
子ども支援課長

担当課長。

まさにそこは、何で現行は保育であったかというようなところも議論になっているのですけれども、幼稚園も幼保一体を開設したりですとか、そういう時期に、全体をやはり保育というように総称したようなところがあったのですけれども、幼稚園の短時間については教育ということで、今回、文言整理をいたしました。

それと、もう長時間保育に関しましては、教育及び保育というようなこの言い方で全部、幼稚園、保育園要領なども書かれておりまして、そちらに合わせたというようなところです。

坂田教育長

はい。この「教育」と直しておいて、それを定義規定なので、それを最後に「保育といいます」という、妙だなという話はございました。幼稚園教育要領の規定上この用語の言い回しをしているのですね。また、教育要領保育指針、その中でこういう言い回しをしているのでしたかね。それ、私も実はこの点を指摘して、わざわざここに持ってきて教育と言い直しておきながら、定義で保育と言うその意味は何なのだという話をしたときに、上位法だったか規定の中で、こういう用語の使い方をしているということが明らかになったので、それでは仕方ないだろうというような納得の仕方をした覚えがあります。

中川委員

一言だけ言わせていただくと、やはり、何というのでしょうか、そういう幼稚園とそれから保育園の教育を分けるのではなくて、それを一体的にしていこうという理念が、子どもを育てる根本にあって、そういう考えのもとにいろいろなことを進めようとしていたのではないかと思うのですけれども。保育だ、教育だという分け方はおかしいのではないかと思っているのです。

坂田教育長

ええ、そうですね。とりわけ本区においては、教育だ、保育だということではないよと。指導要領も同じようになってきたわけですし、保育指針も教育要領にしても、同じ未就学の子の育ちというものを同等に、保育だ、教育だの分けなくやっていこうと。しかしながら、厳然と文科省と厚労省の中ではこういう使い方をしているのですね。だから、規定上もやはり保育、教育

と併記するのです。とりわけ、それは自治体においてはその用語一本でいいではないかという議論もあろうかとは思いますが、上位法がそういうふうになっていると、今後、それぞれ対比させながら見るときに、なかなか自分たちの用語をつくり出してしまうと難しいところがあるので、これはもう、我々の意識としては一緒ですけれども、規定上はそういう書き方を尊重しようということにしているということだろうと思います。

長崎委員。

長崎委員 少しこの料金の払い方というか、2時間まで200円で、この例だと4時間まで400円となっていますよね。3時間使った場合には300円になるのか、それとも400円払う。

坂田教育長 担当課長。

子ども支援課長 400円ですて、そこは常々改正しなければというようには思っているのですけれども、反対に1時間でも200円ですし、2時間でも200円というようになっています。

長崎委員 それをこういう表にして、月の合計を出してそこで割るのでなくて、1日当たり3時間のときは400円、という計算の仕方。

子ども支援課長 はい、そうです。

長崎委員 すみません。でも、そういうふうになると、やはり先生がこの時間とかを記入するのが、少し過ぎたときとかが、すごく、何だろう、いろいろお互いに何かあったりするのかなと思って、だったら、やはりタイムカードみたいなものがあれば、自動的に刻印されて、お互いクリアかなと思います。

子ども支援課長 はい。本当にご意見をありがとうございます。本当にそのとおりで、1分過ぎたらどうするのだとか、そういったので、1分過ぎても2時間過ぎても同じ料金だったりというところでは、保護者からのクレームも実はあります。1時間当たり100円としたほうがいいのではないかとということと、今おっしゃっていただいたようにタイムカードにして、もう一目瞭然で親に納得していただくというようなことも、今後早急に検討してまいります。

坂田教育長 はい。ということでございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

坂田教育長 はい。それでは、この議案の23号でございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。全員賛成で可決、成立をいたしました。

それでは、続きまして、議案の第24号、幼稚園教職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

それでは、指導課長より説明をお願いします。

指導課長 はい。それでは、議案第24号、幼稚園教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

指導課資料をご覧ください。こちら、今般の給与改定交渉が妥結したことにより、条例の一部を改正するということになっております。

議案文に添付しております、概要の資料のほうをご覧ください。今回の改定の趣旨につきましては、令和元年の特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるために、職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改めるものでございます。

2が改正概要でございますが、今回の改正点は2点でございます。1点目が給料月額引き下げ、2点目が勤勉手当の支給月数の改正ということになっております。改正条例のほうは第1条と第2条で構成しており、第1条のほうは給料月額引き下げ、勤勉手当の支給月数改正を行って、第2条のほうでは、第1条で改正した勤勉手当というのを、月数を6月期と12月期に割り振る改正という形で行っております。

それでは、改正条例の第1条関係でございます。今回、給料は公民格差の解消0.58%というものに伴って、給料月額引き下げを行うものでございます。施行は令和2年1月1日になります。勤勉手当につきましては、民間における支給状況を勘案して、0.15月引き上げになります。引き上げ分につきましては、勧告どおり勤勉手当に割り振るという形になります。ただ、3月期は勤勉手当がないために、12月期の勤勉手当に0.15月を割り振るということになります。施行は改正条例の公布の日で、勤勉手当の基準日となる12月1日でございます。

では、裏面のほうをご覧ください。こちらは改正条例の第2条関係でございます。改正条例第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数、支給、12月期を0.15月引き上げ、これを6月期と12月期に均等に、等分に割り振るという改正になっております。ですので、0.95と1.10を足して2で割ったもの、1.25が割り振られた数字という形になります。こちらが施行が令和2年4月1日というふうになっております。

なお、説明資料、資料の2枚目以降につきましては、新旧対照表及び新旧給料表を添付してございますが、こちらのほうの説明は省略をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

坂田教育長

はい。こちら給与関係ですので、労使交渉の結果ということでございます。

議案第24号、ご質問、ご質疑がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

給与は引き下げられたけれども、勤勉手当は増額しているということなのでしょうか。

指導課長

さようでございます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

	(な し)
坂田教育長	はい。では、よろしいでしょうか。 まず、議案第24号、幼稚園教職員の給与に関する条例の改正でございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
坂田教育長	はい。賛成全員でございますので、提案どおり決定をいたしました。 なお、後日、区長からこの条例の意見聴取という手続きがございます。本日ご提示した内容と相違なければ、私の決裁で特に異議のない旨の回答をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
	(了 承)
坂田教育長	ありがとうございます。そのようにさせていただきます。 引き続きまして、議案第25号、幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則の一部改正です。よろしくお願いいたします。
指導課長	では、議案第25号、幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 こちらは2枚目のほうの資料をご覧ください。1番、改正の趣旨ですが、幼稚園教職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数の改定を行うということでございます。 2番、改正概要でございます。12月の支給の月数を、一般職員は0.95を改正後は1.10、管理職員は1.15を1.30と、めいめい0.15月引き上げになっております。再任用職員につきましては、一般職員は0.45月を0.55月、管理職員は0.55月を0.65月と、それぞれ0.1月引き上げということになっております。 どうぞよろしくお願いいたします。
坂田教育長	はい。ありがとうございます。 これも幼稚園教職員の勤勉手当、一時金の改正ということでございます。ご質問がございましたら、お願いします。
	金丸委員。
金丸委員	表によると、勤勉手当の欄の下に「(参考) 期末手当」とありますよね。これは勤勉手当と期末手当両方が出るので、両方足した金額がそのときに出るのですよという、そういう意味の参考なのでしょうか。
坂田教育長	指導課長。
指導課長	はい。勤勉手当と期末手当というものが別物だというふうに考えていただいて、今回、数字が動いたのが勤勉手当ということです。その下の、参考として期末手当はこういう形で出ますよと。すなわち一般職員、一番上の表で言えば、一般職員で言えば、2.15が支給されるものだったのが、改正後は12月が2.30になりますというような形になるということで、載せさせていただいております。
坂田教育長	ほかにございますか。 俣野委員。

俣 野 委 員 指 導 課 長	それで、結論的に言うと、年収は下がるのですか、上がるのですか。 年収としてどう変わるのかというところですね。年間ではおおむね3万円から4万円の増額。それぞれ役職によって、ある程度違いはありますが、おおむね3万円から4万円の間に増額ということでございます。
俣 野 委 員 坂 田 教 育 長	増額。 はい。 ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいですか。 (な し)
坂 田 教 育 長	はい。 それでは、採決に移ります。議案第25号、幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則の一部改正です。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
坂 田 教 育 長	はい。賛成全員でございます。提案どおり可決をいたしました。

◎日程第2 協議

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

坂 田 教 育 長	それでは、協議事項に入ります。こちらも全て手当関係でございますが、指導課からの協議事項でございます。 まずは幼稚園教職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。指導課長、説明をよろしくお願いいたします。
指 導 課 長	はい。それでは、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてのほうを説明させていただきます。
坂 田 教 育 長	失礼をいたしました。これは3本一緒ですか。
指 導 課 長	そうですね。1と2が同じ改正内容ですので合わせてご説明をさせていただきます。
坂 田 教 育 長	はい、わかりました。
指 導 課 長	はい。お願いいたします。 改正の趣旨ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正され、職員が成年被後見人または被保佐人となっても失職しないということになることを受けて、職員が失職した場合の給与等の取り扱いを定めている幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正したところで、こちらのほうは9月10日の教育委員会でご承認をいただき、第3回区議会定例会にて可決をしたところでございます。今回、職員が失職した場合の期末手当及び勤

勉強手当の取り扱いを定めている規則の規定につきましても、同様に整備をと
いうことでございます。

2番、改正内容でございます。成年被後見人等に該当して失職した職員の
期末手当及び勤勉手当の取り扱いを定める必要がなくなったことから、これ
らの規定を整備、すなわち削除をするということでございます。新旧対照表
には別紙のとおりでございます。

施行期日は令和元年12月14日になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

この件については、既に条例は可決をしております、規則のほうの整備
ということになります。内容は、職員が成年被後見人または被保佐人となっ
ても失職しないということになったことに伴う関係規定の整備ということデ
す。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。何かございま
すか。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

法律家らしからぬ質問をさせていただきますけれども、イメージとして、
成年被後見人になったということだと、事理弁識能力がないということが前
提になりますので、一体そういう状況の中で、本当に職員として仕事ができ
るのかという、もう極めて単純な質問なのですけれども、その辺はどういう
ような形で、例えば仕事が十分にできないときには、別の規定で解雇すると
か、そういうようなことになっていくのでしょうか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

はい。幼稚園教育職員として勤務をしていて、そのような後見人を受けな
ければならないような状況になったときに関しては、やはり幼稚園教育職員
として求められている仕事量を適切に行えなかったりとか、トラブルが発生
してしまったりとか、事故が起きたりとかということが起きる可能性があります。
その場合は、教育職員としての分限処分としての手続をとっていく形
になります。

金丸委員

ありがとうございました。

指導課長

成年被後見人制度の活用を推進していくというような整備の方向性のもと
に、このような形になってきているというふうに認識をしています。

金丸委員

ですから、別にそういうような状況であっても、働ける者は働いていいの
だよという大前提があるのですけれども、でも、少なくとも教育職を考えた
ときに、それでいいのだろうかという、非常に単純な疑問は感じます。要す
るに事故が起きてからでは遅いわけですから。

坂田教育長

はい。

ほかにご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この2本の案件については協議を終了したいと思います

指導課長

す。

続きまして、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正でございます。引き続き、指導課長、お願いします。

はい。幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。本件も給与改定の交渉による幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴って、規則を一部改正するものでございます。

資料のほうは、1番、改正趣旨ですが、給料表の改定に伴って、昇格時対応号給表の一部改正を行うということでございます。

改正概要については、この裏面に昇格時対応号給表を示しました。網かけをしている部分が今回改正をする部分でございます。

2枚目以降には同様の表が書いてあるのですが、こちらのほうは規則としての正式な文面でございます。めくっていただくと、下線を引いてある部分がありますが、その下線の部分が、1枚目の裏面にある網かけになっているところということになります。給与の今回の妥結によって動いた部分について計算をしていくと、それを調整した結果、ここの号給表に当てののいいというふうに、計算されて出てきたものであるというふうに認識をしているところでございます。

3番、施行日は令和2年1月1日からということになっております。

よろしくをお願いします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

教育職員の初任給、あるいは昇給、昇格したというときに、どこの号給の給料にいくかというところでございます。その若干の改正がありましたと。これはなかなか、少々読めない表なのですね。

金丸委員

よくわからないですね。わからないけれど、これだけははっきりしているのですかね。初任給は変わらないけれども、年次を重ねていくにしたがつて、昇給について変動があるというふうに理解すればいいのですかね。

指導課長

昇給とともに昇任。

坂田教育長

昇格ですね。

指導課長

昇格の場合も変わってくるということになります。

金丸委員

初任給は変わらないですね、これ。前のほうはほとんどそのままですから。初任給とは書いてあるけれども、昇格及び昇給に関しての変更だと。

指導課長

初任給は変わりません。

坂田教育長

はい。それでは、本件についての協議を終了させていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 第4回区議会定例会の報告

子ども支援課

(1) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

子育て推進課

(1) 千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱・任命

指導課

(1) いじめ・不登校・適応指導教室の状況(10月)

文化振興課

(1) 四番町図書館の移転に伴う休館について

坂田教育長

引き続きまして、第3の報告事項に参ります。

まずは区議会日程ですか。総務課長。

子ども総務課長

それでは、第4回区議会定例会のご報告をさせていただきます。資料は3点です。

まず日程表でございます。こちらは11月14日の告示日から12月12日の継続会までのスケジュールが書かれております。後ほどご確認いただければと思います。

それから、1枚めくっていただきまして、区長招集挨拶でございます。こちらのほうは、招集挨拶として、先般の令和元年台風第19号における本区の対応ということで、早目に動いて、大きな被害も出ず、ただ、引き続きいろいろ課題も浮かび上がってきたので、それについて取り組んでまいりますということと、それから2点目として、まちの安全・安心に関する千代田区の取り組みということで、オリンピック・パラリンピックを控えて、まちの安全・安心を進めていくということで、警察との連携であったり、それから地域の方との安全・安心ネットワークの仕組み、それから防犯カメラの設置など、客引き防止条例の制定に伴って、その重点地区に指定した区民の皆さんとの協力など、安全・安心の取り組みを進めていくということで、招集の挨拶をしているところでございます。

それから、今度は発言通告書をご覧いただきたいと思います。子ども部、教育委員会にかかわる部分としてのところについては、網掛けをかけてありますので、ご覧いただければと思います。

代表質問では、木村議員の仮園舎の設置の際の協議について。それから、めくっていただきまして、米田議員の発言事項として、保育園に関する事務の効率化とサービスについて。

それから、一般質問に行きまして、池田議員、網かけはないのですが、次世代の担い手となる子どもたちの健全育成を兼ねた地域交流場としての食堂というのが出ておりますので、場合によると、こちらのほうも答弁をする可能性がございます。それから、一般質問の3番目は、大串議員の児童虐待防止対策について質問がされる予定でございます。それから、めくっていただきまして、5番、小野議員、未来の共生社会に必要な教育について。それから7番目、牛尾議員、子育て世代の負担軽減と貧困格差の是正の施策について。それから8番目、長谷川議員、(仮

称) 子ども総合サポートセンターと児童相談所の整備計画進捗状況について。それから9番目、岩佐議員、子どもたちのオリンピック・パラリンピック観戦について。それから10番目、小枝議員、人口増に伴う学校不足等について。それから、めくっていただきまして、最後、12番目、桜井議員、今後の小学校の整備についてということで、数多くの質問がされるという予定になっております。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

今週木曜日、金曜日と、代表質問、一般質問ということになります。今回は何か傾向として、実はまだ質問の中身をはっきり読んではいないところはあるのですが、やはり学校が手狭になっているよと。とりわけ麴町小学校ということですが、麴町小学校がいっぱいになってきていると。この傾向はどこまでも続いていくでしょうと。今後どうするのだという問いかけが3人ぐらいの方から出ています。

それと、やはり子どもの人権の問題。いじめ、虐待というのが、もちろん世間で相当いろいろな事件が出ている。千代田においても決してひとつとではない状況にあるという中で、子どもの人権、この共生社会云々も全てそうなのですから、どう子どもとかかわっていくのかとかいうか、その権利を擁護していくのかというようなところを問われてきています。個別の事業としてはいろいろあります。それはもう、ほかの自治体と遜色はないようにやっております。これは学校だとか教育界に限らず、全体として、妊娠期から云々という形ではやってきておるのですが、やはり核、理念というかな、基本的な支柱というか柱というか、そういうところでやはり問われているところがあります。その1つの権利条例であって、要するにもう養護の対象というよりは、子どもはもうみずから権利を持っているのだと、有しているのだというようなスタンスを、きちっと求められているということだろうと思います。そういうところが今問われているということです。

それとあとは、そうですね、大きくはそんなところで、これを今後また答えてまいりたいと思いますので、ひとつお知恵を拝借したいというふうに思っています。

金丸委員

これはなかなか難しい問題で、人権という言葉を外で言って、あたかもそれだけがここに出てくるけれども、実は一番問題なのは、子どもが教育機関に入るまでの親子関係のあり方が、実は人権の一番大もとになって、そのところをきちりしないと、人権そのものの確立にはつながらないのだろうなと私は思うのです。そういう意味では、親子関係における子どもの人権のあり方と親の対応の仕方というところを、実は最初に押さえておかないと、きちんとした議論にはならないだろう。そういうのがあるから、例えば学校で問題が起きたときに、子どもたちは解決しているけれども、親だけが上でやっているというような、そういう問題も、実はそこから発生してきていると思うのです。

中 川 委 員	結局、子どもを育てるということはどういうことかということを考えなければなりません。
金 丸 委 員	そういうことですね。
中 川 委 員	ですから、やはり親というのはこういうものなのだとすることを、きちんと親が理解できていないといけないんですが、それをどう伝えていくかという、その方法は非常に難しいのではないかと思います。
金 丸 委 員	それは難しい。
中 川 委 員	それが問題なのです。ちょっとの間考えていたことの中では、やはり親というのは一番初めに会う大人であり、子どもが一番初めに会う行動の手本になる人ですね。そう考えると、子どもを育てるということは、人生にとって大きな事業をやっているのだということで、それをどういうふうに自覚してくれるかなということではないかなと思うのですけれどもね。
坂 田 教 育 長	そうですね。前回の教育委員会の中でも、やはりそのことを1回投げかけないと、問題提起というか、そのことを真剣に考えていただかないと、教育機関というか、複数の子どもを預かるところで、なかなかその解決の糸口というか、解決に向かわないという事態がある中で、やはり親子関係というか、親の態度、大人の姿勢といったものを投げかけなければいかんということですね。そのことを踏まえていきたいというふうに思っております。その議論も近々やらせていただきたいというふうに思っています。 議会の関係、詳細は今後に及びますけれども、現在そういう状況にあるということでございます。 引き続きまして、報告事項の2番目ですね。子ども支援課の報告事項は先ほどやらせていただきましたので、子育て推進課の子育て会議員の委嘱・任命でございます。 担当課長。
子育て推進課長	では、千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱と任命についてご説明いたします。 これまでは、この委嘱、子育て会議委員の変更があった場合は、議案として提案させていただいていたのですけれども、今般この新たな任期で再委嘱するに当たって、改めて諸規定を確認したところ、報告事項でよいだろうという規定が新たに確認されましたので、今回報告とさせていただくものです。それについて、まず若干ご説明させていただきます。 これまでは区長の権限に属する事務の委任等に関する規則というものがあって、区長から子育ての推進に関することというのを、包括的に教育委員会に対して委任を受けておりました。この規則によって、これまではこの会議委員の委嘱については、教育委員会の議決をいただいております。今般、改めて各種規定を確認したところ、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則という規則がございます。ここの第2条第5項第1号で、やはり子育て推進に関することというものを、教育委員会が処理することとされた事務のうち、次の掲げる事項は教育長に委任するという規定になっておりまして、

その掲げる事項というものは、同じく子育ての推進に関することと定まっております。ですので、今般この子育て会議委員の委嘱というのは、ここに該当すると考えまして、教育長の権限で決定させていただきまして、それを教育委員会に報告するという形に手続を変えさせていただきたいということでございます。

それで、本題の中身に入らせていただきますと、ここにあります16名の委員の方につきましては、お一人を除いて、来月の12月1日からの2年間の再任をお願いするものでございます。かわる方は4番の労働者代表のところの鳥山様が変更になっております。これまでは連合千代田区協議会の書記長をやられておりました五十嵐咲子さんをお願いしておったのですが、今般、連合の千代田地区から、委員の推薦をお願いしたところ、新たな方ということでご推薦をいただきまして、今般この方については変更させていただくものです。それ以外の方は再任する形になります。

12月17日に新たな任期の後の初めて子ども・子育て会議を開きまして、その中で改めて、ここの委員長をどなたにするかというのを互選で決定して、会長、副会長を決定していくという形になります。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ということでございまして、規定を厳密にやれば、そういうことなのだというのでございます。ただ、情報は共有するというので、今回、報告事項ということにさせていただいています。メンバー的には、お一方が、労働団体代表がかわりましたということでございます。

俣野委員。

俣野委員
子育て推進課長

この委員の方の定年とか、そういったものはないのですか。

はい。特段、定年とかというものはございません。特に、区分の中からその事案、その分野の詳しい方をご推薦いただいております。

以上です。

俣野委員

一応任期は2年なのですが、再任というか、要するに3期とか4期とかと、重任というものも問題ないわけなのですか。

子育て推進課長

特に、その再任の回数についても、特段定めはございません。

俣野委員

はい。ありがとうございます。

坂田教育長

長崎委員。

長崎委員

この会、よくこの委員の方たちの任命で、こういう用紙は何度か目にしているのですが、この会議の内容というのですかね、どんなことが話し合われているのかというのを、会議の後にちょっと知れたら、私たちも勉強になるかなと思います。お願いします。

子育て推進課長

わかりました。会議の後に議事録をつくりますので、まず、議事録でよろしいですか。

長崎委員

会議で扱われた内容を大まかにでもいいのでお聞かせいただければ。

子育て推進課長

はい、わかりました。次回の、直近の12月17日の後から、その旨、対応してまいりたいと思います。

坂田教育長	はい。 ほかにございますか。よろしいでしょうか。 (な し)
坂田教育長	はい。それでは、委員の委嘱・任命についての報告は以上といたします。 続きまして、指導課からの報告事項です。いじめ、不登校、適応指導教室でございます。 主任。
主任指導主事	いじめ、不登校、適応指導教室の状況について、月例の報告をさせていただきます。 今月、いじめの報告数としましては、3年生で1名、4年生で2名ふえておりまして、合計20名となっております。このいじめの状態としましては、悪口を言われたり、また暴言を吐かれたりということが理由として挙げられております。今年度の累計としては30名となっております。 不登校者数ですが、1年生で1名、2年生で1名、4年生で1名、5年生で1名、そして中学3年生で1名とふえて、あと九段中等後期課程ですね。1名ふえておりまして、今年度累計で57名となっております。 プリントに一部を訂正いたします。右上、「月利用数」となっておりますが「先」が抜けております。正しくは「先月利用数」です。大変失礼しました。適応指導教室の利用状況としては、先月が5名、今月も5名となっておりますが、利用している生徒、児童には一部変更がございます。 報告としては以上です。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 という数字でございます。ご意見、ご質問がございましたら。よろしいですか。 では、まず俣野委員。
俣野委員	こういった数字というのは、要するに、例えば他区との比較とか、そういったものはないものなのですか。これはもう、あくまでもうちの区の中においての数字ということで、ほかの区に比べたら、うちの区はどうなのかなというか、パーセンテージの問題で。そういうことというのは比較しているものなのですね。
主任指導主事	はい。これについては他区市との比較というのはございませんが、毎年、国または都との比較ということで、1年の中の適切な時期に報告をさせていただきます。
俣野委員	要するに東京都の数字というのは表に出てくるわけですね。東京都の平均というか。それに対して、うちの区はどうだという話ですね。はい、わかりました。
坂田教育長	金丸委員。
金丸委員	ここでこんなことを言うことは適切かどうかわかりませんが、今、国のほうの方針で、不登校児を無理に学校に行かせなくていいのだというような方向に、かじを切り始めていますよね。そういうふうと考えてきたとき

に、この統計が持つ意味がどういう形になってくるのかということ。

もう一つは、千代田区として、今、適応指導教室をやっていますけれども、これが今のままでいいのかどうかということの問題にも発展してくるかどうか、その辺のニュアンスというか、それはどういうふうにお考えでしょうか。

主任指導主事 金丸委員ご指摘のように不登校者数57名の中には、無気力で本当に何も手につかない状況で家にいる子、学習意欲はあるのだけれども学校になかなか行けない子、さまざまあると思います。そういった中で、昨今はI C T等やタブレット、インターネットを活用した学習というものも、学校と、また保護者、家庭と連携をとれた上で活用というのは、大いに認められているところでございますので、そういった活用、特に本区においてはタブレットなどの機器の充実等もしておりますので、不登校支援について、そういったことで活用できないか、指導課としても検討を進めてまいります。

坂田教育長 教育機会確保法で、やはり今の既存の学校、公的な学校——私立もそうか。学校という中で、行きづらい子という子が不登校になる傾向もあって、不登校は、今、主任が言ったようにいろいろな事情もあるのですが、そのときに、フリースクールであったり、フリースペースであったりということで、ほかの道も選べる。それもそれでいいでしょうというような方向になってきていますよね。

だから、これからやはり不登校って、そうやってほかの道を選んでいける子とそうでない子って、いろいろ出てきますよね。不登校の理由をもう少しきちっと確認しておかないと、不登校の理由が虐待で、みずから道を選ぶというよりは、むしろ押し込められているという状態の子もいるでしょうし。だから、これからは不登校の中身を問われることが1つありますよね。

適応指導教室においても、単純に新しい道として、フリースペースみたいなことも一つ言われているわけで、そこでの教育のあり方、個に応じた教育ということからすれば、さっき言われたようにコンピューターを使った学習というものもあるのでしょうし、あるいはまた全く別の教育方法があるのかもしれないし、そういったこともいろいろな課題が出てくるかなと今感じています。ただ、今後どういうふうに具体的に進めるかは、まだ整理はされていませんけれど、そういう世の中だなという感覚はありますね。

ほかにご意見はございますですか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長 はい。それでは、この報告事項は以上とします。

続きまして、文化振興課の四番町図書館移転に伴う休館ということでの情報提供でございます。

これは、では、子ども総務課長のほうから。

子ども総務課長 文化振興課長が所用のため、私から口頭で報告をさせていただきます。

四番町図書館の移転に伴う休館ということで、施設を建てかえるということが予定されておりますので、それに伴って、来年の1月15日から3月31日

坂田教育長

まで休館をさせていただいて、4月1日から仮施設で四番町図書館をスタートさせるという予定になっております。2カ月半ぐらいですけど、休館させていただくということのご報告でございます。

以上です。

はい。ありがとうございました。

ということでございます。よろしいですね。

(了 承)

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(12月5日号)掲載事項

坂田教育長

はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます、その他事項に参ります。

子ども総務課からの情報提供です。教育委員会予定表、そして広報の掲載事項です。お願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、予定表のほうから確認をさせていただきます。

11月26日、本日、教育委員会でございます。

それから11月27日、少し字が小さいですが、千代田区立中学校生徒海外交流教育の派遣ということで、中学生10人がイギリスのロンドンのほう、ウェストミンスター市のほうに向けて出発します。12月6日までの予定です。

それから12月4日です。地球市民講座がございます。

それから12月7日土曜日ですけれども、青少年委員会の管内研修がございます。

それからめくっていただきまして、裏面です。12月9日、ウェストミンスターから戻ってきた中学生の報告会ということで9時からございます。

それから12月10日、教育委員会の定例会でございます。翌日、12月11日水曜日、指導課訪問で九段幼稚園のほうへ、年度内最後ですか、指導課訪問になっているということでございます。

それ以外の予定につきましては、文化スポーツ関係の行事がさまざま、あと児童館等の行事が予定されているということで、後ほどご覧いただければと思います。

こちらのほうは以上でございます。

坂田教育長

何かお気づきの点ありましたらお願いします。

俣野委員

発表のもの、これは、私ども委員は出席しなくていいのですか。

指導課長

それは入っていないです。

子ども総務課長

場所が狭いですね。

金丸委員

特別応接室で、区長さんたちを含めて、ずっと大人の人がいて、子どもたちが入ると、ほぼいっぱいですね。

俣野委員	これは生徒が1人ずつ発表するのですか。例えば3分スピーチみたいな。
指導課長	そういうようなかた苦しい感じはなく、割と砕けた感じで、感想を話し合う、割と和やかな雰囲気です。
金丸委員	座ると、結構いっぱいいるのね。周りに立つと圧迫感がすごいのでしょうか。何の目的でこの会を開くかによるということになりますよね。多分、区長としては、フランクに話をしたいという強い希望なのでしょうけれど。
指導課長	その希望の強さは測りかねますが、感じでは、そういう、かた苦しくない感じで出てくる子どもたちの見ずミス志位体験談を交流していくものです。
俣野委員	一つ意見なのですけれども、こういう和やかにやるのも必要だと思うのですけれども、もう一つ何か、もう少し対象を広げて、出発のときみたいな形で、それぞれが例えば3分なり5分でもいいですけれども、何かそういう形で皆にプレゼンするみたいな、そういう場があったらいいのかなというような気がしますけれども。
指導課長	それにつきましては、各校で実施しています。
俣野委員	学校でやっているわけですか。
指導課長	学校のほうでしっかりやっています。そこの日時がわかれば、先生方にお伝えして見ていただくような機会を設けてもよいのではないかと考えます。
俣野委員	やっていたければ問題ないと思うのですよね。せっかく帰ってきたのだから、その体験を発表するという場があったほうがいいですよ。
指導課長	はい。それはしっかりやっています。
俣野委員	そうですか。
指導課長	こちら、しっかりやってほしいというふうに思っているところです。当然そのつもりで最初から今までに至る過程、出発までの過程で、ずっと事前学習も積み重ねてきていますし、行く10人に関しては、成果を発信するというゴールがあるのだよということも示しています。
俣野委員	やはりそれは必要だと思うのですよね、帰ってきて。それをやっていたければ問題ないと思います。
指導課長	学校に聞いてみて、得た情報をまた先生方にご提供したいと思います。
俣野委員	やはり基本的な考え方としては、区からいろいろな形でお世話になっているわけだから、それを今度、自分たちの次の世代に伝えるという、そういう発想って必要だと。行ってきてよかったというだけではなくて、次の学年に伝えてもらいたいという気持ちはありますよね。
指導課長	今回10名行くに当たっては、こちらのほうで論文も読んで面接もやっていますが、基本的にその考えをしっかりと持ってきちっと論文は書かれました。
	今回、よさの中の一つとしては、先輩方が行ったので憧れて自分も行ったとか、お姉ちゃんが行っていたから私もぜひ、なんていうふうに言っていました。憧れを生んでいるのがこの事業なのだなと思うと、すごくそれはよか

坂田教育長 ったなと思います。

見直しはかけたほうがいい。ずっと前年踏襲ではいかんなど。その交流はいいとして、形式張ったところ、実りある形にするとか。作業自体は大変でしょう。

指導課長 大変です。

坂田教育長 そうしたら、そうではない方向があるかなという気はするね。私などはイギリスの様子をもっと聞きたいというのが実はあるのよ。こちらが勉強したいというか。本で見えていても、実際のところはわからない。特に教育関係だと、学校の様子とかというのはわからない。向こうに行ったときの迎えられ方もわからない。本当に自治体の人に来ていてはいいのじゃないの。ロンドンの市長が出迎えているわけでもないよね。いろいろわからないことがあって、子どもたちに聞いてみたいと思っている。この学校の様子も含めて。

長崎委員 すみません。今週の土曜日、富士見小で学芸会があると思うのですが、開始の時間とかはわかったりしますか。

中川委員 30日ですね。8時半から開始で、富士見小学校、それで12時50分までです。

長崎委員 ありがとうございます。

坂田教育長 広報千代田のご説明。

子ども総務課長 子ども総務課長。

子ども総務課長 はい。それでは、掲載事項です。

一番最初です。来年度の学童クラブの入会案内を掲載します。それから、飛びまして四つ目、学務課のほうで神田一橋中学校通信教育課程の生徒募集がございまして。それから、一つ下です。就学援助ということで、入学準備金を3月に支給して、新入学に備えてもらうというふうな形になっております。

それから、めくっていただきまして、3ページ目の頭です、13番。先ほど申し上げました四番町図書館の休館ということで、こちらのほうで区民の皆さんにもお知らせをさせていただきます。

それ以外につきましては、文科系、スポーツ系の主な事業を掲載させていただくということで、大学の公開講座なども入っているということでございます。

広報に関しては、以上、後ほどご確認いただければと思います。お願いします。

坂田教育長 はい。何かございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それでは、事務局のほうからの報告は以上でございまして、教育委員さんから情報提供等がございましたらお願いいたします。

金丸委員 熊本の教育委員会が、昨日だと思っておりますけれども、教職員の働き方改革検討委員会の第二次会合という形で、残業の上限の目安、月45時間、年間

坂田教育長
指導課長

350時間、要するに文科省の方針に従った答申を出していますね。幼稚園はともかくとして、小中学校の教員の働き方のルールというのは、都のほうで決めると考えるべきなのか、千代田区の中でも決められるというふうに考えるべきなのか。また、そういうふう考えたときに、この文科省の言っているこの時間で、本当に先生方の働き方が改革されるのかどうか。こういうニュースが出てくると、この辺についても本気で考える必要が生じてきたなというふうに考えます。

指導課長。

熊本の例は、45と360という時間数で完全に縛ったのだなというふうに思っていて、認識としては、国はそういうような目安を出しているだけであって、変形労働制も含めて、どのように取り組むかというところは、都なり各区市なりが、ある程度の方向性は出せるというふうに思っているところです。

今つぶさに労働時間の様子を見ていますが、先月もたしかお知らせしたかと思うのですが、残業時間が月45時間を切るというのは非常に大変なことです。それに着々と近づいている本区の様子があります。ただし、年間360という壁のほうがかついのですね。なぜならば、45掛ける8カ月が360時間だからです。

ですので、私は今の学校の現状とかを指導課訪問で見ている限りでは、だんだん先生方の充実ぶりとか、そういうところを見ながら、各個々の課題があると思うのですが、やはり余りきっちり数字だけでは縛り切れないということと、変形労働制は意見がさまざまなので、これが本当に例えば4月は何時間でもオーバーしてもいいですけれども、というような働き方は、逆に教員を苦しめるようなことになっていないかということになる。各学校の行事の置き方とかによってリズムというのがありますし、中学校だと進路指導の大変さがあり、校種によって違ってくる場所があるので、一律というよりも、基本的な考えはこういうものかというのをしっかりと示していくことが必要なのかと思います。

もう一つは、副校長が、過労死ラインを超える月があるというのは現実だということです。ここはやはりどうにか考えていく必要があると考えています。

あと、前も申し上げましたが、神田地区と麹町地区で違いがあるということも傾向としてあります。

以上です。しっかり考えてまいりたいと思います。

金丸委員
坂田教育長

大変ですが、よろしくご検討をお願いします。

はい。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに事務局のほうからありますか。

それでは、以上をもって本日の日程を全て終了します。どうもありがとうございました。